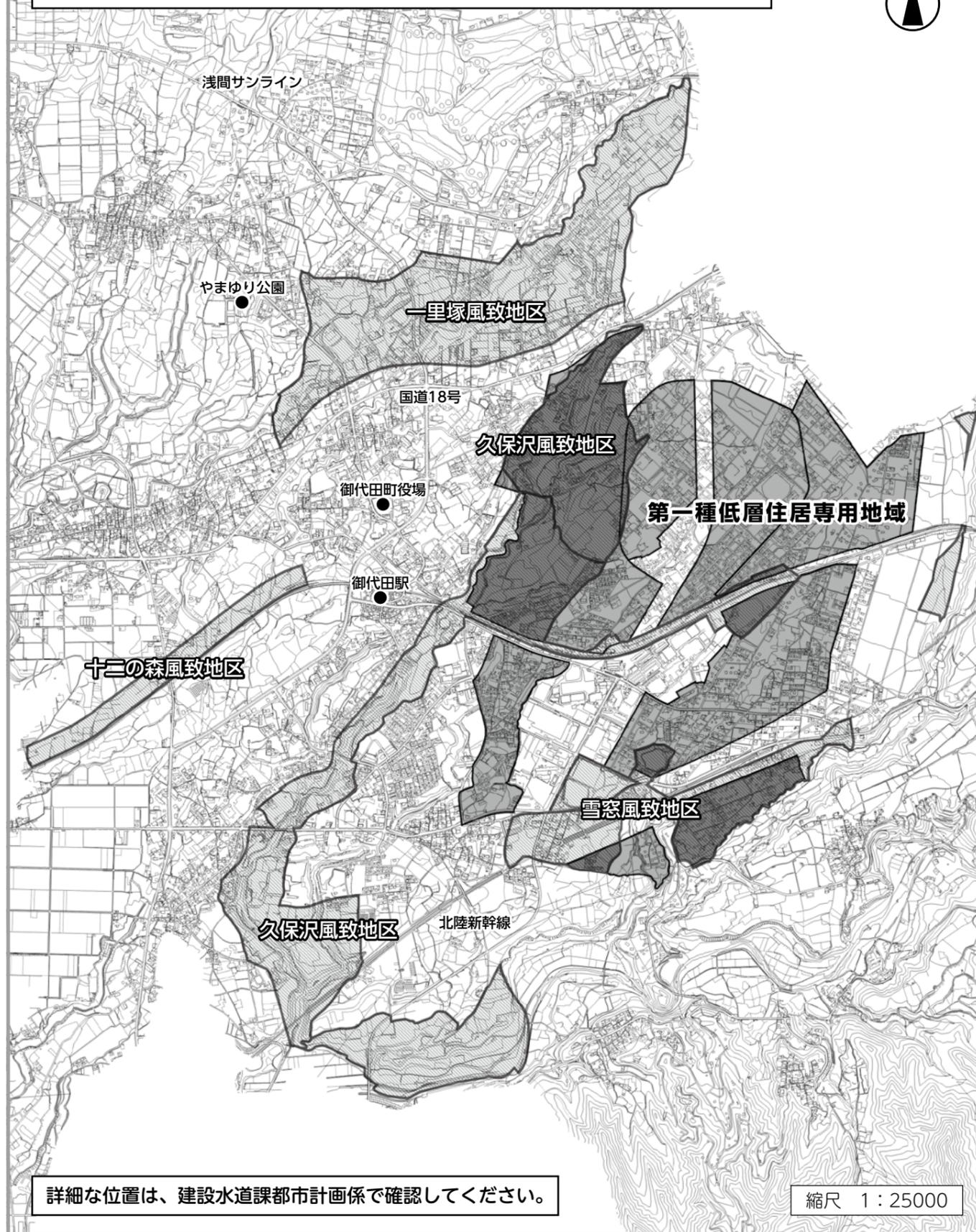


③設置を抑制するエリア(第1種低層住居専用地域および風致地区)



詳細な位置は、建設水道課都市計画係で確認してください。

縮尺 1 : 25000

1,000㎡以上の土地に **太陽光発電設備** を設置する場合は 御代田町環境保全条例およびガイドラインを遵守してください

土地面積1,000㎡以上の土地に自立する太陽光発電設備を設置する場合は、御代田町環境保全条例(平成元年御代田町条例第3号)の規定に基づき、開発行為届出書の提出が必要です。

また、事業計画等は、「御代田町太陽光発電事業の適正な実施に関するガイドライン」を遵守してください。

ガイドラインは、太陽光発電設備を設置する事業活動に伴う公害の防止、自然環境の適正な保全など、土地の選定から設備の撤去に至るまで、事業者のみならず、土地所有者においても遵守すべき事項を明示しています。

ガイドラインは、令和2年4月に策定して、同年12月に一部改正をしました。ガイドラインの適用については、電気事業者との接続契約日を基準とします。ガイドライン改定前に接続契約を締結している場合は、ガイドラインの適用外ですが、可能な限りガイドラインを遵守するよう求めています。

ガイドラインの概要については、次のとおりです。

1 対象となる土地

土地面積1,000㎡以上に自立して設置する太陽光発電設備

2 土地の選定に検討を要するエリア

設置する土地および周辺地域の環境への影響を検討する必要があるエリアを設定しています。

① 設置を避けるエリア

土砂災害特別警戒区域、砂防指定地、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害危険箇所、保安林、農用地区域、第一種農地、採草放牧地、自然公園、指定文化財区域、水資源保全地域

② 設置に慎重な検討と配慮が必要なエリア

土砂災害警戒区域、地域森林計画の対象民有林、鳥獣保護区、視点場からの眺望エリア、埋蔵文化財包蔵地、郷土環境保全地域

③ 設置を抑制するエリア

第1種低層住居専用地域および風致地区 ※左ページを参照ください。
(③のエリアでは、新規の設置を許可していません。)

3 事業者が配慮する事項

事業の計画から設備の撤去処分に至るまで、事業者の責務を規定しています(緩衝帯の設置を規程しています)。

4 土地所有者が配慮する事項

土地を売却または賃貸する際に土地所有者の責務を規定しています。

5 地域住民との合意形成

- ① 事業者は、区長(地域自治組織の代表)、事業用地の境界からおおむね100mの範囲に家屋を有するかたと居住するかた、土地所有者等に対し、事業内容について個別に説明をする。
- ② 場合によっては、説明範囲の拡大や説明会の開催の要否を判断します。
※区から要望することも可ですが、事業者の判断によります。

6 協定の締結

- ① 事業計画が合計出力50KW以上の場合、区と協定書を締結します。
※協定書案は、ガイドラインを参考に、適宜修正等加え作成していただいて構いません。
- ② 土地面積10,000平方メートルを超える事業は、町と事業者が協定を締結します。

ガイドラインの詳細は、町ホームページで確認してください。

URL:<https://www.town.miyota.nagano.jp/category/kaihatsu/153311.html>



問い合わせ先 建設水道課都市計画係(32)3129